

議案第66号

区域外における公の施設の設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、下記のとおり天理市道を大和郡山市行政区域内に設置することについて協議を行うため、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月8日提出

天理市長 並 河 健

記

1 公の施設の名称

天理市道53号線

2 設置の場所

大和郡山市新庄町地内

3 設置の目的

天理市道53号線を拡幅するため。

4 経費の負担

天理市の負担とする。